

1・2 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会(2010 年 5 月に設置)において、国際会計基準審議会(IASB)が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めてきた。

わが国の会計基準に関しては、企業会計基準委員会(ASBJ)が、2018 年 3 月に IFRS をベースとした「収益認識基準」を策定した(『船協海運年報 2017』「1・3 国際会計基準(IFRS)」)。2018 年度において ASBJ は、わが国のリース会計基準の見直しに着手するか否かの検討を行った。

1・2・1 リース会計基準の見直し

(1)ASBJ における検討状況

ASBJ は 2017 年度中に同会の「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」(2018 年 1 月 12 日公表、以下「今後の計画」。)において、「リースに関する会計基準」については「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討を行い、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」とし、「今後の計画」として「今後、検討を開始することを予定している。」と発表していた。

その後、ASBJ は、リース専門委員会の議論および関係業界への非公式ヒアリングを踏まえ、2019 年 3 月 25 日に公表した「今後の計画」の改訂版にて以下の通り「リースに関する会計基準」について国内基準の見直しに係る検討に着手することを決定した。

<「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」(抜粋)>

(主な内容)

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2019 年3 月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。現時点において、開発の目標時期は特に定めていない。

同会では、「リース会計専門委員会」において、現行基準で資産・負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、全てのリースについての資産・負債を認識する方向で検討を進めるとしている。

ASBJ リース会計専門委員会:

https://www.asbj.or.jp/jp/fasf-asbj/list/technical_committees/lease.html

(2) 当協会の対応

当協会は、2009 年に IASB で行われていた IFRS の基準策定に係るリース新基準の検討時より同会理事等との直接対話を通じ、定期用船契約 (T/C) のようなサービス契約もリース会計の対象となる可能性に対する懸念を訴えたが、当該新基準では T/C はリース要素を含むものとされた (『船協海運年報 2015』「1・3 国際会計基準 (IFRS)」)。

今回行われることとなった新基準の開発に係る検討においても、当協会は「T/C は船舶の貸借ではなく、船主 (貸手) が船舶管理 (船員手配、船舶修繕、船体保険の付保) された船舶を用いて、顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リース要素は含まない。」との従前からの考え方について、2019 年 3 月 6 日に開催された ASBJ と経団連の打合せ等において、意見開陳を行った。